

供与終了

震 援 号 外
平成●●年●●月●●日

〒●●●●-●●●●
●●市●●●● ●●●● (物件名)
●● ●● 様
整理番号 (●●●●●)

宮城県保健福祉部震災援護室長
(公 印 省 略)

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与の終了について (通知)

東日本大震災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、宮城県では、災害公営住宅等の恒久住宅の整備状況等を踏まえ、下記1の市町村で被災された方に対する応急仮設住宅の供与を最大5年間をもって終了することと致しました。

つきましては、あなたへの応急仮設住宅の供与は、下記3の使用貸借物件の契約期間の満了日をもって終了となります。

なお、住宅の再建等について、お早めに被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談いただくなど、契約期間満了日までに退去できるように御準備ください。

記

1 供与終了の市町 (被災時住所 (り災証明書記載のり災場所))
仙台市, 多賀城市, 亘理町, 山元町, 七ヶ浜町, 岩沼市, 大崎市 (計7市町)

2 あなたの被災時住所
●●県●●市●●●●
(注) 現在の契約の申請書兼誓約書の「被災時住所」内容から印字しています。

3 使用貸借物件

物件名	●●アパート ●●●●号室
物件所在地	●●市●●●●
契約期間	平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

(注) 現在の契約内容から印字しています。

(参考)

既に供与を終了している市町村は、白石市, 角田市, 登米市, 栗原市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町, 松島町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町の計21市町村です。

お問合せ先: 宮城県応急仮設住宅契約事務センター
電 話: 022-745-0565

○宮城県住宅情報提供コールセンター

アパートやマンションなど賃貸住宅での生活再建を検討されている入居者の方へ、県内の物件情報・不動産事業者のご紹介や、契約手続きなどのご相談をお受けするコールセンターを開設しました。

こんな時にはお電話ください！

- アパートやマンションを借りる手続きはどうすればいいの？
- 住みたい場所にはどんな物件があるのかな？
- 借りる時にはどんな費用がかかるの？
- 自分で見つけた物件よりもっといい物件はあるのかな？
- 今住んでいるみなし仮設住宅を引き続き自分で借りるには？

022-796-9501

※日曜日も受付しておりますので、お気軽にご相談ください。

受付時間 午前10時～午後5時

定休日 水曜・土曜・祝日・年末年始(12/29～1/3まで)



◎下記項目を書き出してからお電話いただくと、スムーズに物件のご案内ができます。

優先順位	項目	希望メモ
	どこの町に住みたいですか？(町名・最寄駅など)	
	お家賃は？(自分が無理なく支払われるお家賃の額)	
	建物の種類は？(マンション・アパート・貸家)	
	お部屋のタイプ・広さは？(何人で住む予定ですか？)	
	駐車場は必要ですか？(台数は？)	
	必要な設備は？(ガス・給湯・シャワー・エアコン等)	
	周辺環境で必要なものは？(スーパー・病院・保育園・学校等)	
	お部屋の階数は？(2階以上希望・1階でも可)	

○宮城県被災者転居支援センター

市町村が応急仮設住宅入居者へ行った意向調査で、住宅再建先が未定や未回答など、住宅再建方針が不明だった方を中心に、支援員が戸別訪問を実施して状況を聞き取り、助言等を行っています。

市町村に対して意向を示していなかった方で、住宅再建方針が決まった方は速やかに市町村へ連絡願います。

まずは被災した際に住んでいた市町村へご相談ください



民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与の終了の取扱い【入居者用】
～県借上げ住宅からの退去に関する手続について～

【被災時住所（り災証明書記載のり災場所）が、下記の7市町である方へ】

- 応急仮設住宅の供与は、現在お住まいの住宅（民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅）の契約期間満了日をもって終了となります。
- 現在お住まいの住宅については、契約期間満了日までに退去が必要です。
- 住宅の再建等については、下記2を参照願います。

【供与を終了する市町】

仙台市，多賀城市，亶理町，山元町，七ヶ浜町，岩沼市，大崎市（計7市町）

（参考）

既に供与を終了している市町村は、白石市，角田市，登米市，栗原市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，松島町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町の計21市町村です。

1 現在お住まいの住宅からの退去に係る手続

- ・ 事前に貸主等と調整した上で、貸主等の立会いのもと退去してください。
- ・ 契約期間の途中で退去する場合は、添付の「解約申出書」を、退去する月の前月1日までに、市町村窓口へ提出してください。（遅れた場合、その分の賃料等を請求することがあります。）

2 住宅の再建等について

(1) 自宅の修繕又は購入，及び他の賃貸住宅又は公営住宅等へ転居する場合

被災者生活再建支援制度や公営住宅への転居等については、被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談ください。

(2) 現在お住まいの物件を御自身で借りる場合

貸主又は管理者へ御相談ください。

(3) その他，住宅の再建等について御相談がある場合

被災当時お住まいの市町村窓口へ御相談ください。

県内市町村お問合せ先電話番号

仙台市	022-214-5080	蔵王町	0224-33-2212	利府町	022-356-1334
石巻市	0225-95-1111（内線3967）	七ヶ宿町	0224-37-2111	大和町	022-345-7504
塩竈市	022-364-1131	大河原町	0224-53-2115	大郷町	022-359-5508
気仙沼市	0226-22-6600（内線432）	村田町	0224-83-6402	富谷町	022-358-0513
白石市	0224-22-1561	柴田町	0224-55-5010	大衡村	022-345-5111
名取市	022-383-6238	川崎町	0224-84-6008	色麻町	0229-65-3252（内線233）
角田市	0224-61-1185	丸森町	0224-72-3032	加美町	0229-63-5264
多賀城市	022-368-1141（内線652）	亶理町	0223-34-0548	涌谷町	0229-43-2112
岩沼市	0223-35-7751	山元町	0223-29-8003	美里町	0229-32-2941
登米市	0220-58-5551	松島町	022-354-5706	女川町	0225-54-3131（内線165）
栗原市	0228-22-1340	七ヶ浜町	022-357-7449	南三陸町	0226-29-6451
東松島市	0225-82-1111（内線1101）				
大崎市	0229-23-8054				

県借上げ住宅の供与終了（入居期間終了）に伴う手続フロー【入居者用】

